

保険証の再交付を受けて下さい。

2. 被災された方は、診察代が

かかりません。

以下の方については、病院の

窓口でお伝えいただければ、

診療代（自己負担分）を支払う必要は

ありません。

(1) 災害救助法の適用

地域（東京都を除く）や被災者生活

再建支援法の適用地域の住民

（地震発生後、被災地域から他の

市町村へ 転出 された 方も 含む) で

あり、 (2) 以下の いずれかの 申し立てを

行った 方

1 住宅が 全 半壊、 全

半焼 又は 被災者 生活 再建

支援法の 長期 避難 世帯に 該当 する

方

* 「長期 避難 世帯」は、 気仙沼市、

多賀城市、 女川町の 一部 区域が

該当。

2 主たる 生計 維持者が 死亡

したり、 重篤な 傷病を 負った 方

3 主たる 生計 維持者が 行方

不明で ある 方

4 主たる 生計 維持者が 業務を

廃止・ 休止 した 方

5 主たる 生計 維持者が 失職 し、

現在 収入が ない 方

6 原発の 事故に 伴い、 政府の

避難 指示、 計画的 避難 区域 及び

緊急時 避難 準備 区域の 指示の

対象と なって いる 方

大切な お知らせ

・ 自己負担分の 免除 期間が

来年の 2月末までに 延長 されました。

(注) 入院時 食事 療養費、

入院時 生活 療養費 等の 免除

措置の 期間に ついては、 現在の ところ 平成

23年 8月 31日までが 予定 されて

います。

・ 7月 1日からは 自己負担分の

「免除 証明書」が 必要に なります。

(注) 「女川町」 及び 「南

三陸町」の 国保 又は 後期 高齢者

医療 制度に ご加入の 方々は、

当分の間、『免除証明書』は

必要ありません。

★ 制度の詳しい説明はお聽ね

下さい。

「お問合せ先」 □宮城県 保健 福祉部

国保 医療課／電話：

022-211-2565

(注) 国民健康保険・後期

高齢者 医療 制度に限る。

□東北厚生局（指導 監査課）

／電話： 022-206-5217

⠠⠏⠊⠑⠏

平成

⠠⠒⠃⠠

23年

⠠⠋⠏

6月

⠠⠋

9日

⠠⠊⠏

現在